

議案第32号

幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成9年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表2 札内あかしや町北地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

札内あかしや町北地区地区整備計画区域	業務施設地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険施設 (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人福祉施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童福祉施設 (3) 病院及び診療所 (4) 店舗（床面積が500平方メートルを超えるものを除く。） (5) 上記に係る事務所 (6) 前各号の建築物に附属するもの		6メートル	
	沿道サービス地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 介護保険法に基づく介護保険施設 (2) 老人福祉法に基づく老人福祉施設及び児童福祉法に基づく児童福祉施設 (3) 店舗（床面積が1,500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。） (4) 事務所（床面積が1,500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。） (5) 郵便局（床面積が500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。） (6) 病院及び診療所 (7) 前各号の建築物に附属するもの		1メートル	

附 則

この条例は、帯広圏都市計画地区計画の決定の告示の日から施行する。